

流出抑制施設の管理に関する協定書

堺市（以下「甲」という。）と ○○○○○○○○（以下「乙」という。）は、乙が所有する流出抑制施設（以下単に「流出抑制施設」という。）の管理に関して次の各条項により協定する。

（流出抑制施設の所在等）

第 1 条 流出抑制施設の所在等は次のとおりとする。

- 所在地
種類（地表面自然流下式、地下自然流下式、地下ポンプ式）
調節量 m³
構造等 別添図面のとおり
- 所在地 堺市
・
・

（流出抑制施設の管理及び範囲）

第 2 条 乙は、善良な管理者の注意をもって流出抑制施設の維持管理に関する一切の業務（以下「管理業務」という。）を行わなければならない。

- 乙は、前項に規定する管理業務のうち、次に掲げる事項について特段の注意を払わなければならない。
 - 流出抑制施設内の堆積土砂等の除去を行うこと。
 - 流出抑制施設における水の流出入口及びスクリーン等の点検及び清掃を行うこと。
 - 流出抑制施設内外の危険防止措置について十分配慮すること。
 - 台風の接近等、異常降雨が予想される時は、厳重な監視を行って災害の発生を未然に防止することに努めること。
 - 流出抑制施設に関して異常、事故又は災害が発生したことを発見したときは、応急措置を行うとともに、速やかに文書をもって甲に報告すること。ただし、緊急を要する場合にあっては、口頭での報告に替えることもできる。
 - 毎年雨季前にその機能が適切に発揮できるよう、流出抑制施設内外の定期点検及び清掃を行うこと。
- 乙は、流出抑制施設の見易い場所又は、その周辺の見易い場所に、流出抑制施設の種類、構造、管理者の氏名又は名称を表示するものとする。
- 甲は、流出抑制施設の管理状態を確認するために流出抑制施設に立ち入ることができる。

（維持管理に関する指導）

第 3 条 甲は、流出抑制施設の維持管理に関し、その必要な限りにおいて、乙に対して指導をすることができる。

（費用負担）

第 4 条 管理業務に関する経費は、全て乙の負担とする。

- 流出抑制施設が破損した場合は、乙の負担により修復しなければならない。

（管理に関する記録）

第 5 条 乙は、流出抑制施設の管理の状況について記録するものとする。

- 甲は、流出抑制施設の管理状態を確認するために乙に対して前項の管理に関する状況記録の閲覧又は提出を求めることができる。

（流出抑制施設の変更）

第 6 条 乙は、流出抑制施設存続中その機能の保全に努めるとともに、流出抑制施設に変更を加えようとするときは、予め甲と協議し、承認を得なければならない。

- 乙は、前項に規定する変更を行ったときは、直ちに甲に文書で報告し、その検査を受けなければならない。

（協定の効力）

第 7 条 この協定は、締結の日から流出抑制施設存続中、効力を有するものとする。

（損害の賠償）

第 8 条 流出抑制施設の設置、管理の瑕疵により第三者に損害が生じたときは、全て乙が賠償の責任を負うものとする。

（所有者の変更）

第 9 条 乙は、乙が所有する流出抑制施設の所有権を第三者に譲渡したときは、この協定の各条項に係る乙の地位をその者に承継し、直ちに甲にその者の住所及び氏名を届け出なければならない。

（協議）

第 10 条 この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈について疑義が生じたときは、甲、乙双方の協議により決定するものとする。

この協定締結の証として本書 2 通を作成し、甲・乙記名押印の上、各自その 1 通を保有するものとする。

年 月 日

（甲） 住所 堺市北区百舌鳥梅北町 1 丁 3 9 番地 2

氏名 堺市
代表者 堺市上下水道事業管理者 ○○○○

（乙） 住所

氏名 ○○○○○○○○